

化学物質に関する法改正の動き

一般社団法人 日本試薬協会 安全性・環境対策委員会

(執筆担当：東京化成工業株式会社 荻野 忠芳)

化学物質に関する法律で令和6年12月から令和7年5月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは、概要のため、すべての内容は網羅しておりません。詳細は、必ず官報または当該法律を所管する省庁のホームページなどでご確認ください。

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)関係

1) 第一種特定化学物質の追加指定

政令第382号(令和5年7月31日付)により次の3物質が「第一種特定化学物質」に指定されました。

- ① 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-*tert*-ペンチルフェノール(別名 UV-328)
- ② 1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(メトキシフェニル)エタン(別名メトキシクロル)
- ③ 1,2,3,4,7,8,9,10,13,13,14,14-ドデカクロロ-1,4,4a,5,6,6a,7,10,10a,11,12,12a-ドデカヒドロ-1,4,7,11-ジメタノジベンゾ[a,e][8] アンヌレン(別名デクロランプラス)

【経済産業省ホームページ】

<https://www.meti.go.jp/press/2024/12/20241213002/20241213002.html>】

2) 優先評価化学物質の取り消し/追加指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第3

号(令和7年3月31日付)にて6物質、告示第4号(令和7年4月1日付)にて1物質が優先評価物質の指定が取り消されました。また、告示第5号(令和7年4月1日付)にて3物質が優先評価物質に指定されました。

【取り消された優先評価物質】

① N,N-ジメチルホルムアルデヒド

(通し番号：27, 官報整理番号：2-680)

② 1,3-ジイソシアナト(メチル)ベンゼン

(通し番号：129, 官報整理番号：3-2214)

③ カリウム=2-エチルヘキサノアート

(通し番号：230, 官報整理番号：2-611)

④ エチル=水素=スルファート

(通し番号：244, 官報整理番号：2-3231)

⑤ 4,4'-ジアミノ-3,3'-ジクロロフェニルメタン

(通し番号：255, 官報整理番号：4-95, 4-96, 4-275)

⑥ ビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2,5(又は2,6)-ジイル=ジアニドの混合物

(通し番号：256, 官報整理番号：4-1715)

⑦ α -(ノニルフェニル)- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)

(通し番号：86, 官報整理番号：7-172)

【新たに指定された優先評価物質】

① チオシアン酸銅(I)

(通し番号：286, 官報整理番号：1-129)

② *N*-デシル-*N*-エチル-*N*-メチルデカン-1-アミニウムの塩
(通し番号：287, 官報整理番号：2-184, 9-1971)

③ α -ヒドロ- ω -[(9*Z*)-オクタデカ-9-エノイル]オキシ}ポリ(オキシエタン-1,2-ジイル)(繰り返し単位の繰り返し数は1以上の整数とする。)
(通し番号：289, 官報整理番号：7-88, 7-319, 7-1392)

【経済産業省ホームページ：

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/pacs_announcement_250401.html】

2. 労働安全衛生法 関係

1) 新規化学物質の名称の公表

法第57条の4第3項の規定に基づき新規化学物質の名称が、新たに令和6年12月27日に131件、令和7年3月27日に157件公表されました。

(通し番号：317178～31847, 31848～32004)

【厚生労働省 職場の安全サイト：

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/202412kag_new.html
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/202503kag_new.html】

2) 変異原性物質の追加

厚生労働省労働基準局長通達(基発1212第2号、令和6年12月12日付)により17物質が変異原性物質に追加されました。

【厚生労働省 職場の安全サイト：

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/20241212_heni.html】

3) 表示・通知対象物の追加／削除

政令第35号および厚生労働省第12号(令和7年2月19日付)により、名称を表示および通知すべきものとして安衛則別表第2への155

物質と2物質の削除が公布されました。

(施行日：令和9年4月1日)

【厚生労働省 法令等データベースサービス：

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H250219K0030.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T250221K0010.pdf>】

3. 医薬品医療機器等法 関係

1) 「指定薬物」の指定(その1)

厚生労働省令第5号(令和7年1月27日付官報)により、以下の4物質が「指定薬物」として指定されました。

① 7-アリル-4-(シクロプロピルカルボニル)-*N,N*-ジエチル-4,6,6a,7,8,9-ヘキサヒドロインドロ[4,3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類

② 2-(エチルアミノ)-2-(2-フルオロフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類

③ 4-(シクロプロピルカルボニル)-*N*-メチル-*N*-(プロパン-2-イル)-7-メチル-4,6,6a,7,8,9-ヘキサヒドロインドロ[4,3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類

④ 2-(4-メトキシベンジル)-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類

(施行日：令和7年2月6日)

【厚生労働省ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00061.html】

2) 「指定薬物」の追加(その2)

厚生労働省令第17号(令和7年3月5日付)により、以下の3物質が「指定薬物」として指定されました。

① *N,N*-ジエチル-7-メチル-4-[3-(トリメチルシリル)プロパノイル]-4,6,6a,7,8,9-ヘキサヒドロインドロ[4,3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類

②5-ニトロ-2-(4-プロポキシベンジル)-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類

③N-メチル-Nプロピルトリブタミン及びその塩類
(施行日：令和7年3月15日)

【厚生労働省ホームページ：
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00025.html】

3)「指定薬物」の追加(その3)

厚生労働省令第60号(令和7年5月16日付)
により、以下の1物質が「指定薬物」として

指定されました。

①エチル=1-(1-フェニルエチル)-1*H*-イミダゾール-5-カルボキシラート及びその塩類

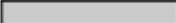
(施行日：令和7年5月26日)

【厚生労働省ホームページ：
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00027.html】

4. 水質汚濁防止法 関連

環境省令第17号(令和7年5月26日付)により、業種ごとのほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準が下図のとおり見直しされました。

業種	区分	許容限度(現行 → 改正案)			延長期間
		ほう素 (mg/L)	ふっ素 (mg/L)	硝酸性窒素等 (mg/L)	
		一般排水基準： 10(海域は230)	一般排水基準： 8(海域は15)	一般排水基準： 100	
畜産	畜産農業			400 → 400	令和10年9月30日まで
	牛房施設を有する			300 → 一般	—
工業	ほうろう鉄器製造業	40 → 30	12 → 10		令和10年9月30日まで
	金属鋳業	100 → 100			
	電気めっき業	30 → 30	40 → 40		
			15 → 15		
	貴金属製造・再生業			2,800 → 2,800	—
	ジルコニウム化合物製造業			350 → 一般	
	モリブデン化合物製造業			1,300 → 1,300	
	バナジウム化合物製造業			1,650 → 1,350	令和10年9月30日まで

 一般排水基準へ移行
 暫定排水基準の許容限度を引き下げて延長
 暫定排水基準の許容限度を変更せずに延長
 空欄は一般排水基準適用

(施行日：令和7年7月1日)

【環境省ホームページ：
https://www.env.go.jp/press/press_04960.html】

以上